

令和元年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年7月23日（火） 午後3時から 午後4時55分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂				
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	欠	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	欠	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 山中 俊明

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	井手口 剛
主 査	鳥巢 良和
主 査	根木原 英一
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査	村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地転用の申請に伴う変更について

[その他]

- ・令和元年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消に関する調査について
- ・公務災害補償制度について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 郷原 実行 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年7月23日(火) 開会 午後3時 閉会 午後4時55分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、ありません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、有馬委員、立元委員、清水委員の3名です。なお、中塩屋委員が途中退席となっています。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の田中委員と、11番の郷原委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第28号、1頁から30頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和元年7月24日です。合計面積は、31万6千333㎡、うち更新分20万8千968㎡、内訳、田6万2千476㎡、畑25万3千857㎡です。利用権を設定する者96人、設定を受ける者55人です。始期は、いずれも令和元年8月1日です。期間は、5か月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、9年8か月、10年です。次の3頁から27頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が5か月で、賃借権で再設定。次の2番から4番までは、設定期間が1年で、賃借権で再設定。5番は、設定期間が2年で、賃借権で再設定。

次に、4頁、6番から5頁の10番までは、設定期間が3年です。4頁、6番、7番は、賃借権で新規設定。8番、9番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、10番は、賃借権で再設定。11番は、設定期間が4年で、賃借権で新規設定。次の12番から8頁の24番までは、設定期間が5年です。5頁、12番は、使用貸借権で新規設定。13番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、14番は、賃借権で新規設定。15番、16番は、使用貸借権で新規設定。17番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、18番から22番までは全て、賃借権で再設定。

次に、8頁、23番、24番は、賃借権で再設定。次の25番から16頁の55番までは、設定期間が6年です。8頁、25番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、26番から29番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、10頁、30番は、賃借権で新規設定。31番から33番までは全て、賃借権で再設定。34番は、使用貸借権で再設定。

次に、11頁、35番から38番までは全て、賃借権で再設定。

次に、12頁、39番から42番までは全て、賃借権で再設定。

次に、13頁、43番から46番までは全て、賃借権で再設定。

次に、14頁、47番から50番までは全て、賃借権で再設定。

次に、15頁、51番から54番までは全て、賃借権で再設定。

次に、16頁、55番は、賃借権で再設定。次の56番から58番までは、設定期間が9年8か月で、賃借権で新規設定。

次に、17頁、59番から27頁の97番までは、設定期間が10年です。17頁、59番から61番までは全て、使用貸借権で新規設定。62番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、63番から65番までは全て、賃借権で新規設定。66番は、使用貸借権で新規設定。67番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、19頁、68番、69番は、賃借権で新規設定。70番は、使用貸借権で新規設定。

次に、20頁、71番から74番までは全て、使用貸借権で新規設定。

次に、21頁、75番、76番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、77番から79番までは全て、賃借権で新規設定。80番、81番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、23頁、82番、83番は、賃借権で再設定。84番、85番は、使用貸借権で再設定。

次に、24頁、86番は、賃借権で再設定。87番は、使用貸借権で再設定。

次に、25頁、88番は、賃借権で再設定。89番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。90番は、賃借権で再設定。91番は、使用貸借権で再設定。

次に、26頁、92番から95番までは全て、賃借権で再設定。96番は、次の頁にかけて、使用貸借権で再設定。

次に、27頁、97番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番の5ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、2番から4番までの1年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、5番の2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4頁、6番から、5頁、10番までの3年もの5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5頁、11番の4年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5頁、12番から、8頁、24番までの5年もの13件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、8頁、25番から、16頁、55番までの6年もの31件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、16頁、56番から、58番までの9年8ヶ月もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、17頁、59番から27頁、97番までの10年もの39件ですが、22頁、80番から23頁、81番までが鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、榎原委員に退席をいただき審議します。

(榎原委員：退席)

22頁、80番から23頁、81番について事務局の説明をお願いします。

下原 22頁の80番から23頁の81番は、借人榎原委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 榎原委員に係る22頁、80番から23頁、81番の10年もの2件です。

ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(榎原委員：着席)

榎原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、25 頁、89 番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

25 頁、89 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 25 頁の 89 番は、借人倉田委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 25 頁、25 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 36 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、28 頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、28 頁から 30 頁です。28 頁で説明します。公告年月日は令和元年 7 月 24 日、合計面積は、3 万 1 千 477 m²です。うち、田 9 千 120 m²、畑 2 万 2 千 357 m²です。所有権を移転する者 7 人、所有権の移転を受ける者 7 人です。

29 頁をご覧ください。1 番から 5 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。

次に、30 頁、6 番、7 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 次に、所有権移転協議が成立したものの 7 件ですが、30 頁、6 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

30 頁、6 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 30 頁の 6 番は、譲受人入佐委員が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 30 頁、6 番の所有権移転協議成立 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、30 頁、7 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、本日、有馬委員が欠席のためこのまま審議します。30 頁、7 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 30 頁の 7 番は、譲受人有馬委員が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有馬委員に係る 30 頁、7 番の所有権移転協議成立 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの所有権移転協議成立 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、31 頁、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 29 号、31 頁から 38 頁です。38 頁で説明します。

今回は、所有権移転 30 件、使用貸借権設定 1 件の計 31 件です。内訳は、田 20 筆、1 万 1 千 680 m²、畑 28 筆、5 万 629 m²、計 48 筆、6 万 2 千 309 m²です。

初めに、31 頁です。1 番は、田 876 m²の売買です。2 番は、畑 396 m²の売買です。3 番は、畑 2 千 511 m²の売買です。4 番は、田 1 千 145 m²の売買です。5 番は、次の頁にかけて、畑 7 千 26 m²の売買です。

次に、32 頁、6 番は、畑 3 千 392 m²の贈与です。7 番は、畑 5 千 685 m²の贈与です。8 番は、畑 89 m²の売買です。次の 9 番から 34 頁の 16 番までは、持分がそれぞれ 8 分の 1 である田 303 m²の売買です。

次に、34 頁、17 番は、畑 979 m²の売買です。18 番は、次の頁にかけて、畑 5 千 19 m²の売買です。

次に、35 頁、19 番は、田 3 千 863 m²の売買です。20 番は、次の頁にかけて、畑 8 千 429

m²の売買です。

次に、36 頁、21 番は、田 1 千 751 m²の売買です。22 番は、畑 1 千 324 m²の売買です。23 番は、畑 876 m²の売買です。24 番は、田 1 千 30 m²の贈与です。

次に、37 頁、25 番は、畑 5 千 633 m²の売買です。26 番は、畑 889 m²の売買です。27 番は、畑 1 千 389 m²の売買です。28 番は、田 591 m²の売買です。

次に、38 頁、29 番から 31 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 次に、引き続き調査がなされていますので、38 頁、29 番から 31 番までを有村委員に、報告をお願いします。

有 村 議席番号 18 番の有村です。去る 7 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局で農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、38 頁 29 番ですが、30 番と関連がありますので併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は市内の養豚農家で、規模は 1700 頭ほどであるとのことでした。今回取得する農地は豚舎の近くにあり、取得後は、とうもろこしを作付けする予定とのことでした。農作業に必要な農機具はトラクター、他一式所有していました。

次に 31 番ですが、下限面積の調査です。申請者は、これまで農協の指導員をされていましたが、昨年からは生産牛の飼育を始められ、現在、親牛を 13 頭飼育しており、今後 20 頭まで増頭する計画がある、意欲ある農家です。今回取得する農地は牛舎の隣地にあり、飼料作物を作付けする予定とのことでした。農作業に必要な農機具はトラクター、他一式所有していました。

以上 3 件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3 条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 31 件、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、39 頁、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 30 号、39 頁です。今回は 2 件、畑 2 筆、3 千 667 m²となっています。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、39 頁、

1 番、2 番を障子田委員に報告をお願いします。

障子田 議席番号 3 番の障子田です。去る 7 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

39 頁の 1 番ですが、申請地は輝北町旧市成小学校の北側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、自己所有地に車庫、物置を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に車庫、物置が建設されていることから、始末書を添付しての申請になります。

次に、2 番ですが、申請地は輝北町旧高尾小学校の北東側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、自己所有地に牛舎を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1 番、2 番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 39 頁の許可申請 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、40 頁、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 31 号、40 頁から 45 頁です。45 頁で説明します。今回は、田 4 筆、2 千 609 m²、畑 24 筆、2 万 3 千 8 m²、計 28 筆、2 万 5 千 617 m²となっています。

40 頁をご覧ください。1 番、2 番は、土地分譲を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。4 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。5 番は、子ども 2 世帯分の一般住宅 2 棟、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。転用面積は一般住宅 2 棟分の敷地面積である 1,000 m²を超えています。理由書が添付されています。

次に、41 頁、6 番は、貸資材置場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。7 番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。8 番は、農産物の加工工場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。令和元年度第 3 回総会で審議済であ

り、令和元年6月28日付けで農振法による用途変更が決定されています。次の9番から45頁の24番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、41頁、9番から42頁、13番までを泊委員に、43頁、14番から44頁、18番までを栗山委員に、44頁、19番、20番を障子田委員に、44頁、21番から45頁、24番までを本村委員に報告をお願いします。

泊 　議席番号10番の泊です。去る7月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

　まず、41頁の9番ですが、申請地は野里小学校の北東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、申請地に農産物出荷用の倉庫、駐車場を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、調査員としては第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、現地調査の時点で、すでに出荷用のコンテナ置場として利用されていたことから、始末書の提出を求めました。

　次に、42頁の10番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の土木建築業の法人で、申請地に駐車場、資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

　次に11番ですが、12番と併せて報告します。11番の申請地は鹿屋工業高校の南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。

　次に12番ですが、申請地は11番の隣接地で、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

　次に13番ですが、申請地は田崎小学校の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

　以上、9番から13番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を

及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

栗山 推進委員の栗山です。去る7月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、43頁の14番ですが、申請地は吾平町下名小学校の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の訪問介護事業の法人で、申請地に訪問介護事務所、駐車場、通路を整備する計画です。当計画は、公益性の高い事業で土地収用法に定める社会福祉事業であることから、第1種農地の許可要件である「収用法対象事業」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は吾平町下名小学校の南側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、隣地に中古の住宅を購入することとしたことから、申請地に車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、申請地は吾平小学校の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請者は市内の養豚業の法人で、申請地に分娩舎、駐車場を整備する計画です。転用目的が農業用施設と認められることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に浄化槽、堆肥舎、作業用通路が建設されていることから、始末書を添付しての申請になります。

次に、17番ですが、申請地は田崎公民館の南西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は県外の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、44頁の18番ですが、申請地は平和アリーナの北西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、申請地に牛舎を整備する計画です。当計画は、農業用施設を整備するものであることから、第1種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。なお、既に牛舎2棟、倉庫が建設されていることから、始末書を添付しての申請になります。

以上、14番から18番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

障子田 議席番号3番の障子田です。去る7月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の

現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、44 頁の 19 番ですが、申請地は大浦町公民館の南東側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の自動車整備業の法人で、申請地に自動車修理工場を整備する計画です。当計画は、国道沿道の区域に車輛の通行上必要な施設を設置することから、第 1 種農地の許可要件である「流通業務施設等」に該当すると判断しました。

次に、20 番ですが、申請地は鹿屋文化会館の北西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の医療法人で、病院前の市道を拡幅したいことから、申請地に道路を整備する計画です。整備後は、市へ寄贈することです。申請地は都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、調査員としては第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、19 番、20 番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

本 村 推進委員の本村です。去る 7 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、44 頁の 21 番ですが、申請地は鹿屋医療センターの北西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内で不動産管理業を行う法人で、申請地にアパートを整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、調査員としては第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、既に資材置場が建設されていたことから、始末書の提出を求めました。

次に、22 番ですが、申請地は王子町公民館の北東側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を行う法人で、申請地に貸家を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、45 頁の 23 番ですが、申請地は大黒小学校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の養鶏の生産製造業を行う法人で、申請地と周辺の山林を合わせた 1.4ha 規模の土地において、鶏舎 5 棟、管理棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

最後に 24 番ですが、申請地は輝北町旧市成小学校の北側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、21 番から 24 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま説明、報告がありました、40 頁から 45 頁までの許可申請 24 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、46 頁、議案第 32 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第 32 号 46 頁から 70 頁です。説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いします。

議案書 46 頁の 3 番です。申出地の地番を 2398 番 3 と記載しておりますが、正しくは、2398 番 13 になります。併せて付近見取図及び施設配置計画図の 53 頁をお開きください。上の表の地番 2398 番 3 が 2398 番 13 になりますので、訂正をお願いします。

それでは 50 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、20 件、田 1 万 5 千 141 m²、畑 3 万 1 千 258 m²、その他 441.53 m²、計 4 万 6 千 840.53 m²となっています。次の 51 頁から 70 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、46 頁 1 番から 47 頁、10 番までを、郷原委員に 47 頁、11 番から 49 頁、19 番までを福元副会長に 49 頁、20 番を有村委員に報告をお願いします。

郷 原 　議席番号 11 番の郷原です。去る 7 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、46 頁の 1 番ですが、周辺図及び配置図は 51 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋養護学校の北東に位置し、10ha 以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が行われており、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地を借り受けて一般住宅を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図及び配置図は52頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地を建売分譲として利用する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図及び配置図は53頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地に一般住宅を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図及び配置図は54頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地には、すでに一般住宅が建設されていますが、登記地目及び現況地目が宅地であるため、農地法の適用は受けないことになります。

次に5番ですが、周辺図及び配置図は55頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地に一般住宅を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図及び配置図は56頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の建設業を営む法人で、申出地に賃貸用住宅4棟を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に47頁7番ですが、周辺図及び配置図は57頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良平和アリーナの北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市外の農畜産物食品加工業を営む法人で、申出地に食肉加工施設を建設する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を建設する目的であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま。

次に、8番ですが、周辺図及び配置図は58頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良平和アリーナの北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農

地です。申出人は、市外の養豚業を営む法人で、申出地に豚舎を建設する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を建設する目的であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われれます。

次に9番ですが、周辺図及び配置図は59頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、串良学校給食センターの北西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の養豚業を営む方で、申出地に農家住宅、農機具格納庫・倉庫を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に10番ですが、周辺図及び配置図は60頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、笠之原公民館の北に位置し、10ha以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から500m以内に位置することから、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地を建売分譲として利用する計画です。申出地は、住宅等が連たんしている区域に近接するため、第2種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると思われれます。

以上、4番を除く、1番から10番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。なお、4番については、農地法による適用は受けられないこととなります。以上です。

福元 議席番号20番の福元です。去る7月11日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、47頁の11番ですが、周辺図及び配置図は61頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋東中学校の南に位置し、10ha以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から500m以内に位置することから、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地に建売住宅5棟を建設する計画です。申出地は、住宅等が連たんしている区域に近接するため、第2種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると思われれます。

次に48頁12番ですが、周辺図及び配置図は62頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、田崎小学校の南東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地に建売住宅6棟の建設とそ

の通路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に13番ですが、周辺図及び配置図は63頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平町下名小学校の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市外の小売業を営む法人で、申出地にコンビニエンスストアを建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に14番ですが、周辺図及び配置図は64頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、湯遊ランドあいらの南に位置し、10ha以上の農地の広がりがありますが、吾平総合支所から500m以内に位置することから、第2種農地と判断され、それ以外は、第1種農地と判断されます。申出人は鹿屋市であり、隣接する法人の工場用地として造成し、賃貸する計画です。申出地の一部は、第2種農地の許可基準である「500m以内農地」に該当し、残りは事業計画の全体面積の1/3以内であることから、第1種農地の不許可の例外である「隣接地一体事業」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に49頁15番ですが、周辺図及び配置図は65頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平小学校の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の建設業を営む方で、現在使用している建設用資材置場が道路建設のために収用されるため、申出地に建設用資材置場を新設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続し、業務上必要な施設を設置するものであることから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に16番ですが、周辺図及び配置図は66頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平小学校の南西に位置します。申出人は、市内のお茶の生産販売や太陽光施設による電力販売等を営む法人で、申出地に太陽光発電施設を設置する計画です。申出地は、現況が山林であり、非農地に該当する見込みがあると思われ、山林になれば、農地法の適用は受けないと判断いたしました。

次に17番ですが、周辺図及び配置図は67頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、吾平町鶴峰西地区ふれあいセンターの北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内在住の方で、父親と畜産業を営んでいます。申出地に牛舎を建設する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を建設する目的であることか

ら、農用地区域内農地の不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると思われます。

次に、18番ですが、周辺図及び配置図は68頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、西俣小学校の北に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内の養豚業を営む法人で、申出地に養豚場ふん尿処理施設を建設する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を建設する目的であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると思われます。

次に19番ですが、周辺図及び配置図は69頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、下堀町南部幼稚園の東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地に一般住宅を建設する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」の基準を満たすと思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、11番から19番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

有 村 議席番号18番の有村です。去る7月12日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

49頁20番ですが、周辺図及び配置図は70頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、輝北町坂宮公民館の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市外の方で、申出地に杉を植林し山林として管理する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると思われます。

以上、申し出については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、農地転用の許可見込みがあり、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告があった20件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、71頁、議案第33号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 33 号 71 頁です。今回は 4 件、畑 6 筆、4 千 546 m²です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、71 頁 1 番から 3 番までを、谷口委員に、4 番を、障子田委員に報告をお願いします。

谷 口 推進委員の谷口です。去る 7 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局 2 名で非農地証明について調査をしましたので、報告します。

まず、71 頁の 1 番ですが、申請地は、小野原町、野元公民館の西に位置し、一筆は昭和年代から山林化していたとのこと。また、もう一筆は、これも昭和年代から住宅敷地として利用しているとのことでした。どちらも、状況からして 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は笠之原小学校の南西に位置し、平成 9 年から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は上小原中学校の南東に位置し、昭和 15 年から山林化していたとのことでした。大木等もあり、現状からみて、山林化は 20 年以上経過しているものと思われ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

障子田 議席番号 3 番の障子田です。去る 7 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局 2 名で非農地証明について調査をしましたので報告します。

71 頁の 4 番ですが、申請地は、輝北町高尾小学校の北東に位置し、平成 10 年から牛舎敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

議 長 説明、報告がありました 4 件です。ご異議ありませんか。

倉 田 非農地証明のときに、宅地になっているのがありますが、1,000 m²を超えているのが、今日もありますが、普通 5 条申請で申請すれば、500 m²以下という規制がありますが、この非農地では、規制はないのですか。

下 原 ただいま、質問がございました、面積の規制についてですが、農地法の転用の許可を受ける場合は、通常、県の運用の基準の中で、一般住宅であれば、500 m²が上限、農家住宅であ

れば、1,000 m²が上限、その他、畜舎とかであれば、転用に必要な面積が基準となってくるものでございます。今回の件につきましては、ご指摘のとおり、1,000 m²を超えるものもございしますが、この非農地証明につきましては、20年以上経過しているということで、許可を受けているのかいないのか、それもはっきりとしないものですから、その当時、何らかの理由で、先程申しあげました、その基準を超えて認められていることもあったかもしれませんので、一概にその基準以上のものでいいのかということも、言えないのかなと思います。現状を見てその状態が、宅地とか山林化している状況であれば、認めざるを得ないと思われるところです。以上です。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。「異議ございませんか」

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、72頁、議案第34号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第34号72頁から100頁です。今回新たに、譲渡希望が86頁、166番から173番まで、次に、賃貸借希望が99頁、166番から169番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申し出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

86頁、土地の所有者からの譲渡希望の166番と167番を福元副会長と入佐委員に、168番を榎原委員と清水委員に、169番と170番を畠井委員と西元委員に、171番を田中委員と田村委員に、172番と173番を新原委員と栗山委員に、お願いします。

次に、99頁、賃貸借希望の166番を村山委員と本村委員に、167番を榎原委員と清水委員に、168番を上野委員と有馬委員に、169番を西ノ原委員と谷口委員に、お願いします。

次に、101頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、101頁から104頁です。104頁で説明します。今回は16件、田4筆、2千391 m²、畑17筆、4万2千1 m²、計21筆、4万4千392 m²です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、101頁です。1番、2番は、借り手の変更。3番は、貸し手の都合。4番、5番

は、借り手の都合。

次に、102 頁、6 番は、借り手の都合。7 番から 9 番までは、売買のため。

次に、103 頁、10 番から 13 番までは、売買のため。

次に、104 頁、14 番、15 番は、売買のため。16 番は、借り手の変更。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、101 頁から 104 頁まで 16 件の合意解約です。

次に、105 頁「農地転用の申請に伴う変更について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 1 番は、先月の総会でご指摘のあった案件で、申請地と譲渡人の住所が同地番になっていたものです。申請地は譲渡人が相続により取得したのですが、当時、譲渡人は、申請地に住宅があり居住していたため、住所も同じ地番となっていたものです。現在は別の土地に居住しているため、今回、住所変更を行い、県に進達したところでは。

2 番から 4 番については、県への進達後、申請内容に不備があることが判明し、変更が生じたものです。事業計画の変更については、転用許可後に変更がある場合は申請手続が必要になりますが、許可前の変更申請手続は必要ありません。今回の案件は県と協議を行い、申請書の訂正を行いましたので、報告とさせていただきます。

2 番は、転用の手続を怠っていた筆があったため、筆の追加を行ったものです。

3 番は、申請漏れがあったため、筆の追加、除外を行ったものです。

4 番は、申請後にパネル枚数に変更があったため、筆の除外を行ったものです。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、105 頁、4 件の報告です。以上で、第 4 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

郷 原 利用権設定等の申出書についてですが、対価の欄について 10a 当たりいくらかと書くようになっていますが、1,000 m²の土地で、1 万円でもいいとなると 1 万円と書けますが、1,050 m²を 1 万円でもいいとなった時に、10a 当たりとなると端数が出てきて難しい。いろいろ聞けば、総額いくらという記入欄があれば、簡単に記入ができるのではないかと、そのように変えることは、できないか。

鳥 巢 今、言われたことについては、欄を増やすか、○を付けるか、今後、検討させてください。

郷 原 お願いは、総額の記入欄があった方がよいということです。検討してください。

議 長 他にないですか。なければ、事務局の方からお願いします。

井手口 振興係の井手口です。令和元年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について説明いたします。

1 頁をご覧ください。目的は平成 21 年 12 月に農地法改正によりまして、農業委員会は毎年 1 回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行なうことになりました。また、利用状況の調査結果、新たに発生した遊休農地の所有者等に対しては、農地の農業上の利用の意向について調査をすることとなります。荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するため、農地の荒廃状況、解消状況等の情報を把握することを目的に「農地利用状況調査」と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を併せて実施します。

次に 2 実施の期間につきましては、令和元年 8 月 1 日から 9 月 20 日までとします。暑い時期の実施になります、調査期間は十分ありますので、体調管理に注意して、調査していただきたいと思います。

次に 3 調査対象及び調査内容につきましては、管内の全農地が対象となります。実施にあたっては次の事項を主体的に行います。1 つ目が遊休農地及び遊休化のおそれのある農地の把握。2 つ目が農地の違反転用の発生防止と早期発見。3 つ目が過去の調査において A 分類又は B 分類と区分された農地の現状。

次に 4 配布物につきましては、鹿屋市荒廃農地分布図、活動記録簿、筆記用具が同封してあります。

次に 5 調査結果の提出期限は、9 月 20 日の農業委員会総会日までをお願いします。

次に 6 調査の実施方法につきましては、同封しました荒廃農地分布図を利用して、分布図の青い線で囲まれた田んぼや、黄色い線で囲まれた畑を、沿道から目視で確認していただきます。また、過去に荒廃農地として緑色・赤色に塗られた農地の現状を目視で確認します。災害等で進入路が荒廃して、立ち入ることが困難な場合など、目視が出来ない場合は調査の対象外とします。また自然災害により農業上の利用が困難な農地は調査対象外とします。

2 頁をご覧ください。新規発生の場合は利用意向調査や非農地通知が發送されることから、場所の見間違いなどがあると問合せが寄せられますので、十分注意して記入してください。昨年度の問合せ事例としては、荒廃しているのは隣の畑なのに、自分に利用意向調査が届いた。災害で耕作できず困っているのに利用意向調査が届いた。耕作しているのに非農地通知が届いた。といった内容がありました。調査時点で農地の位置や境界が不明確な場合や、荒廃状況をはっきり目視できなかつた場合は記載しないようお願いします。

次に 7 活動記録簿には図面番号、調査員氏名、調査日、調査時間、調査結果の件数を下の記載例を参考に記載してください。様式については昨年度の様式と異なり、件数の記載内容に修正を加えてあります。

3 頁をご覧ください。8 荒廃農地分布図への記載方法について説明します。調査結果は、

緑や赤色の荒廃農地が解消している場合は、その農地に○を記載する。緑や赤色の農地が昨年同様の荒廃農地である場合はチェックを記入する。新たに遊休農地 A 分類を発見した場合はその農地に A と記入する。また過去 B 分類だったが現在 A 分類と判断できる場合はその赤色の農地にと記入する。新たに荒廃農地の B 分類を発生した場合はその農地に B と記入する。また過去に A 分類だったが、現在 B 分類と判断できる場合はその緑色の農地に B と記入する。荒廃していない良好な農地には何も記入しないでください。荒廃農地分布図に記載の色は過去に A 分類と判断した土地を緑色、過去に B 分類と判断した土地を赤色で表示してあります。非農地や転用を行ったものは、紫色で表示してあります。下の荒廃農地分布図への記載例を参考に記入してください。

4 ページをご覧ください。分類の判断基準についてご説明いたします。まず、A 分類の判断です。定義は現に耕作の目的に供されておらず引き続き耕作の目的に供されない農地、過去 1 年間以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後も農地所有者による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地です。そして抜根、整地、区画整理、客土等により再生でき、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地が A 分類であります。セイタカアワダチソウ、竹、低木等が生えている程度の荒廃状況は B 分類ではなく A 分類となります。A 分類は 1 年以上維持管理もされていない農地であって、調査時点で草が茂っていても、かねてより維持管理（草刈、耕起）がなされている場合は良好とします。本年度の調査で新たに発見された A 分類の農地には、今後の利用方法を確認するための「利用意向調査書」を所有者へ発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に 5 ページをご覧ください。B 分類の判断です。森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件、整備が著しく困難なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して農業上の利用が見込まれない農地が B 分類であります。農振農用地以外の農地で、荒廃状況としては A 分類であるが、周囲の状況など見ても、農地を再生しても今後継続して利用することが困難と思われるような場所にある農地については B 分類とします。例としては周囲が山林化しており、鳥獣被害や、農業機械も進入できず耕作できないような農地で、今後山林化することが予想されるような農地です。本年度の調査で新たに発見された B 分類の農地で、農振農用地以外については、3 月の総会で非農地判断を行い、所有者へ非農地通知書を発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に6ページをご覧ください。利用意向調査について説明いたします。本年度の調査において新たに発生したA分類の再生利用可能な農地につきましては、11月末日までに、利用意向調査書を発送いたします。これはA分類と判断された農地を今後どのように管理していきますか?といったアンケート調査のようなものであります。五つの選択肢があり、中間管理機構を利用する、農地中間集積団滑化団体を利用する、自分で所有権移転や借人をさがす、自分で耕作する、その他といった内容です。また調査時点で場所の見間違いがあると、間違った農地の所有者へ利用意向調査書が発送されますので、新たに発見した場合は場所の間違いがないか十分注意して記入してください。よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

郷原 間違い等はやはりあったと思います。山の方にいくと、私たちもどこにいるかわからなくなる状況もありましたので、ひとつ、そこは容赦していただきたいこともあります。ところで、昨年の調査の分は、全て、100%、反映しているのですか。

井手口 昨年の結果を100%、反映しています。

郷原 わかりました。

西ノ原 参考に、事務局も悩ますぐらいに、荒地が出たということは、人が変わって、山のほうに、入っていけないようなところで、荒地だった。去年はよかったのに荒地だったと。結局どこまで、正確にしないといけないのか。どこまで見るのか、そのような線がわかりません。

井手口 基本的な考え方は、優良な農地が荒れていくのを防ぐのが目的だと思いますので、山手を見るのではなく、土地として有効に活用できる所をメインに見てもらって、そういう所を発見した時には、気づいた時に挙げてもらうぐらいの感じでいいのかなと私は思います。

議長 他にございませんか。

鳥巢 議案書の訂正がありましたので、30頁の所有権移転の6番、備考欄の10a当たり34万円となっておりますが、16万円の誤りでしたので、訂正をお願いします。

西迫 公務災害補償制度について説明いたします。お手元に農業委員公務災害補償制度の資料を配布してあります。委員の皆様方が、公務中に事故等があった場合、保険金を支払うもので、毎年1回、保険の手続きをしております。保険期間は、毎年10月1日からの1年間、保険料はA型の1,000円、補償内容は、死亡が660万円、後遺障害が26万4千円から660万円、入院保険が、日額5,000円、通院が3,000円となっておりますので、詳細については、のちほどお目通しください。なお、保険料については、8月の報酬で引き去りますので、ご承知おき願います。

次に、県農業会議と県農業委員会女性委員の会が主催する「令和元年度九州・沖縄ブロッ

ク農業委員会女性研修会」及び「鹿児島県農業委員会女性委員の会総会」が9月11日、水曜日から12日、木曜日にかけて鹿児島市のマリnpalesかごしまにて開催予定との事前連絡がありましたので、女性委員の方々にお知らせしておきます。

局長 農地利用最適化推進員の応募状況について報告します。応募期間は、8月16日までありますが、現在のところ町内会推薦で1名の応募がありましたので途中報告をしておきます。なお、今からまだ応募があるかもしれませんが、応募があったということで、8月21日の水曜日、10時から601会議室で選考委員会を開催いたしますので、運営委員の皆様方は、ご出席をお願いします。

8月調査委員を発表します。

- ・8月16日、金曜日、4条、5条の調査が、榎原委員、入佐委員でございます。
- ・8月16日、金曜日、農振調査が、中塩屋委員、川崎委員でございます。
- ・8月19日、月曜日、4条、5条の調査が、堀之内委員、垣内委員でございます。
- ・8月19日、月曜日、3条調査が、上野委員、大園委員でございます。

8月の総会は、8月23日、金曜日の午後3時からとなります。

議長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第4回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」(閉 会)